

V-1 資源循環の推進

提出先 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

資源循環の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 3 R対策の充実強化等

資源の有効利用と廃棄物となった場合の適正処理については、国民、事業者、行政の連携・協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

また、古紙や金属、廃プラスチックをはじめとする外国政府の輸入禁止措置等の影響により、我が国の廃棄物処理がひっ迫することのないように、国内での循環資源の利用拡大と万全な廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

- (1) 製造・流通・排出の各段階における3 R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。
- (2) ボタン電池及び小型充電式電池等を使用する家電製品は、回収時や処分時の安全性の観点から、消費者が電池を含むことに気づかず排出することのないよう、製品の改良等も含めて、分別しやすい商品づくりを事業者へ指導すること。
- (3) 市町村等の一般廃棄物処理におけるごみ収集袋にバイオプラスチック（バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック）の導入を推進するため、安定的かつ安価で供給され、市町村の財政的負担が軽減されるよう措置を講じること。
- (4) 焼却残渣の資源化については、資源循環の推進に資することから、市町村が行う外部委託費に対する支援策を創設すること。

2 容器包装リサイクル法等の見直し

- (1) 容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化すること。
- (4) 製品プラスチックの再資源化においては、容器包装プラスチックと同様、拡大生産者責任を導入するなど市町村の負担軽減を図ること。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく、事業者（メーカー）の負担とする制度を確立すること。

4 建設リサイクルの推進

建設汚泥は、社会インフラの整備工事に伴い、発生量の増加が見込まれるが、現在、その再資源化が義務付けられておらず、最終処分される割合が増大することが懸念されるため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

5 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- (1) 食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。
また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。
- (2) 食品廃棄物の再生利用を促進するため、排出事業者に対する経済的インセンティブが働く仕組みの検討や、登録再生利用事業者が再生するたい肥等の需要拡大に向けたグリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど、所要の措置を講じること。
- (3) フードバンク団体への支援拡充のため、農林水産省「食品ロス削減総合対策事業」等において、活動に必要な人員や資金の確保、寄附食品の物流等の運営全般を広く支援するための措置を講じること。

6 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後更に使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、製造業者による資源化しやすい製品づくり及び再生素材の利用先の確保について関係業界に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、有効利用に向けた措置を講じること。

7 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- (1) 将来の使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備え、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルを進めるに当たっては、地域の実情を踏まえ、実効性ある仕組みとなるようにすること。
- (2) 循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、廃棄物処理業者等による高効率発電設備などを備えた、脱炭素型の廃棄物処理施設の導入を支援するための措置について、対象範囲及び補助率の拡充などの充実・強化を行うこと。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進等に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

V-2 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 デジタル庁、経済産業省、環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) カセット式ガスボンベやリチウムイオン電池を内蔵する電子機器、在宅医療廃棄物、農薬・薬品類、ガソリン、灯油等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の観点から、自治体の意見も踏まえつつ、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。また、適切な廃棄方法について、国民への周知を徹底すること。

さらに、近年利用者が増加している電動ベッド等の介護用品やマッサージチェア等の健康用品についても、業界全体での回収の仕組みの構築を促すこと。

- (2) 業界で回収されない、膨張した小型充電式電池の処理や絶縁処理に係る財政的支援を行うこと。
- (3) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の計画策定支援や、市町村や民間事業者団体と連携した訓練を行うなど、災害廃棄物に対する対応力向上に取り組んでいるが、県域を越えた広域的な処理について、国が整備したマニュアルを実効性のあるものとするため、訓練や研修などの取組を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症まん延時に発生量が増える感染性廃棄物について、保管基準の緩和などの措置を検討すること。

2 市町村等の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村等の廃棄物処理施設整備や適正なごみ処理に支障が生じないように、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく事業実施に合わせ、引き続き必要な予算額を確保すること。
- (2) 一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費の上限額が設定されているが、昨今の情勢を踏まえ、より一層の上限額の引き上げを行う等、財政措置を拡充すること。
- (3) 循環型社会の推進に資する施設や施設の運転管理に必要な設備など、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。
- (4) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、跡地利用の有無にかかわらず、一般廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。

3 不法投棄等の防止対策の推進

- (1) 不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進センター基金を拡充すること。
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に違反する行為のうち、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがある特に悪質な行為に対する直罰規定

を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。

- (3) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に、いわゆる「野積み処分（廃棄物の占有者等の意思によりその場に放置することによる処分）」についての禁止規定を設け、基準違反に係る改善命令を可能とすること。

4 産業廃棄物処理業の申請・届出手続の電子化

法定受託事務である産業廃棄物処理業の許認可に係る申請・届出手続の電子化を推進するとともに、各地方自治体における電子化に対し、十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進センター基金の拡充等を図っていく必要がある。

このほか、本県では法定受託事務として、収集運搬業をはじめ、産業廃棄物処理業の許認可事務を行っているが、業界団体からデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（J グランツ）のような仕組みによる申請・届出手続の導入を求められているため、産業廃棄物処理業に係る全国共通の電子申請システムの構築及び地方自治体によるシステムの導入・運用に係る財政的支援が必要である。

V-3 揚水式発電所に係る制度検討について

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

1 非化石価値の認定

純揚水式発電所は、第7次エネルギー基本計画において「再生可能エネルギー等の電力を蓄電し、需要ピークなどに電力供給できるほか、短い応動時間で周波数変動を調整できる電源」として重要な役割が期待されており、2050年カーボンニュートラルに向けて、より一層の活用が見込まれていることから、環境価値を有する電源として認定すること。

(1) 脱炭素電源である純揚水式発電所に付加価値創造

温対法の温室効果ガス排出量、省エネ法に基づくエネルギー使用状況報告及び非化石エネルギーへの転換達成の計算時において、純揚水式発電所が発電に使用するエネルギー源は水の位置エネルギーであり、一般水力と同様に発電時には一切CO₂を排出していないことから、非化石証書が付与されている再生可能エネルギーと同様にCO₂排出量係数0で算定できるようにすること。

具体的な要望箇所（法令）

ア 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第5項第1号の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

イ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2第1項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数の算出並びに公表

(2) 純揚水式発電所の「非化石証書」付与

電源構成の脱炭素電源の割合が年々増加している状況であり、再エネ電源の余剰吸収を行っている現状もあることから、純揚水式発電所に非化石価値を付与する検討を行うこと。

2 整備費用の支援強化

揚水式発電所の整備にあたり、支援制度として「長期脱炭素電源オークション」や「揚水発電の運用高度化及び導入支援補助金」があるが、これらの制度を拡充し、設備維持の負担が大きく、大規模な整備が必要な揚水式発電所への支援を強化すること。

(1) 長期脱炭素電源オークション制度の区分見直し

現行制度では「揚水式発電所」と「蓄電所」が同じ区分での応札となっていることから、「揚水式発電所」の応札区分を単独とすること。

(2) 揚水発電の運用高度化及び導入支援補助金制度の拡大

現行制度における、補助金上限額目安は年間2億円程度であることから、上限額

を引き上げること。現行制度においては、補助金交付決定が工事契約前であることが原則であり、補助対象経費が0円の年度がある複数年度工事は原則として認められないことから、出来高払いが0円の年度がある複数年度工事も支援対象とすること、もしくは工事契約後の出来高払いがある年度での申請を認めること。本制度は令和9年度で終了予定であることから、令和9年度以降も本制度を継続すること。

【提案理由等】

1 非化石価値の認定

国はエネルギー基本計画において、将来の電源構成目標を示しCO2削減に向け再生可能エネルギー、脱炭素電源の導入、加速化を政府主導で実施している。脱炭素電源である原子力は「非FIT非化石電源（指定なし）」として、再生可能エネルギーとは異なる位置づけで非化石証書を取得できる制度になっており環境価値が創出されている。

「揚水式発電所」も、脱炭素電源であり、その電力調整力は再生可能エネルギー導入拡大にはなくてはならない電源であると位置づけられておきながら、「持続的なエネルギー源」ではない電力で水をくみ上げ（揚水）て、その位置エネルギーにより発電しているため、高度化法に基づく制度上、非化石証書の付与が認められておらず、環境価値及び評価は火力発電所などの化石電源と同じである。

しかしながら、「揚水式発電所」が発電に使用するエネルギー源は水の位置エネルギーであり、一般水力と同様に発電時には一切CO2を排出していないことから、その環境価値（ゼロエミッション価値）を有するものとしてCO2排出ゼロとして取扱いできるようにし、ひいては非化石証書の付与が可能となるよう制度の見直しを求める。

2 整備費用の支援強化

電力の予備力や調整機能を持つ「揚水式発電所」は、維持費用や整備費用の負担が大きい上、収入が市場動向に左右されるため費用回収の予見性が立てづらいことから、支援制度が導入されている。

支援制度の一つに長期脱炭素電源オークション制度があり、現行制度では「揚水式発電所」と「蓄電所」が同じ区分での応札となっているが、揚水式発電所の整備費を蓄電所と比較すると、揚水式発電所の特殊性から工事費などは高額（約4倍）となり、蓄電所と同じ応札区分では募集上限の設定があるオークション方式において揚水式発電所は不利になる。

別の支援制度として、揚水発電の運用高度化及び導入支援補助金制度があるが、補助金上限額目安は年間2億円程度であることから、建設から60年が経過した揚水式発電所の設備を維持・機能強化に要する費用を賄うには不十分である。また、補助費用の交付決定については各年度に実施するものであり、発生費用が0円の事業には交付決定できず、工事契約前の交付決定が原則であるため支払が0円の年度がある複数年度工事には適用されない。さらに、本制度は令和4年度から令和9年度までの6年間の事業である。

将来の脱炭素社会実現に必要な電源である、揚水式発電所の整備を実現するためにも、各制度の揚水発電所への支援強化を求める。

V-4 P C B廃棄物の期間内処理の徹底

提出先 環境省

【提案項目】

P C B廃棄物の期間内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

1 積極的な広報・啓発

低濃度P C B廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性及び支援制度に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

2 P C B廃棄物処理基金の運営

環境再生保全機構のP C B廃棄物処理基金における運用益の使途については、中小企業等におけるP C B廃棄物の適正な処理の助成に活用し、また、執行残については適正な算出方法によって返金されること。

【提案理由等】

本県では、期間内にP C B廃棄物処理を確実にを行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査等に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

V-5 大気環境保全対策の推進

提出先 環境省、経済産業省

【提案項目】

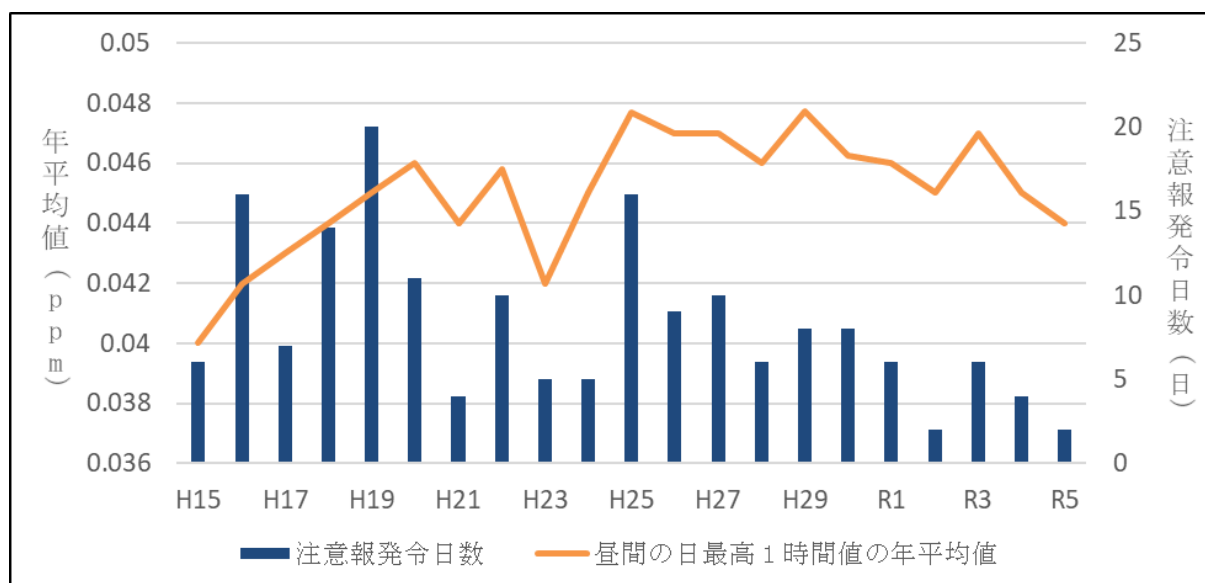
大気環境について、国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

- 1 光化学オキシダントに係る効果的な対策の実施
国において、早急に光化学オキシダントの生成メカニズムを解明するとともに、効果的な対策を具体化し、実行すること。
- 2 PM_{2.5}の注意喚起に係る予測精度の向上
PM_{2.5}質量自動測定機の1時間値について、メーカーへの技術支援などを通じて、精度向上を促進すること。
- 3 石綿の飛散防止対策の推進
本県では、大規模災害時の石綿飛散防止対策として、平時から建築物等の所有者等に石綿含有建材の使用の有無を調査する努力義務を条例で規定しており、国においても、同様の規定を大気汚染防止法に定めるとともに、その調査が促進されるよう、補助制度を創設すること。
- 4 代替フロン排出抑制対策の推進
 - (1) フロン類使用製品からの代替フロンの排出抑制を図るため、第一種特定製品の管理者をはじめとした関係事業者や広く国民に対して法制度等について周知徹底を図ること。
 - (2) 家庭用機器のうち特に冷媒回収率が低いエアコンについて、回収率を高めるための制度的措置を講じること。
 - (3) ノンフロン製品の普及を促進するため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県では、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、光化学オキシダント濃度及び注意報の発令回数には横ばいで推移し、依然として改善されていない。全国的にも光化学オキシダント濃度及び注意報の発令日数は近年横ばいの傾向にあり、早急に光化学オキシダント濃度の低減につながる効果的な対策を具体化し、実行する必要がある。

光化学オキシダント（O_x）濃度と注意報発令日数の推移



- 2 PM_{2.5}について、国では「注意喚起のための暫定的な指針」等に基づき、地方自治体においてPM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起などの確な情報発信を行うことを求めている。

しかし、国によるPM_{2.5}質量自動測定値の1時間値の測定精度の検証結果によると、1時間値のばらつきの大きさは機種により異なっており、測定機器の精度向上を促進させる必要がある。

- 3 災害時における石綿飛散防止対策を推進するため、平時から建築物等への石綿の使用の有無の把握が進むよう、令和2年6月の大気汚染防止法の改正により、国及び地方自治体に対する責務が規定された。

災害時における石綿飛散防止対策を着実に進めるためには、建築物の所有者等による石綿の使用の有無の調査を大気汚染防止法に規定するとともに、その調査が促進されるための具体的な誘導策として、環境省は、他省庁の制度との整合を図りつつ、環境汚染を防止する観点から、補助制度を創設する必要がある。

- 4 県内の代替フロンの排出量は、本県の地球温暖化対策計画で基準年としている平成25年度と比較して令和4年度は54.7%増加しており、近年ようやく減少に転じたものの、代替フロンのさらなる排出削減が喫緊の課題となっている。

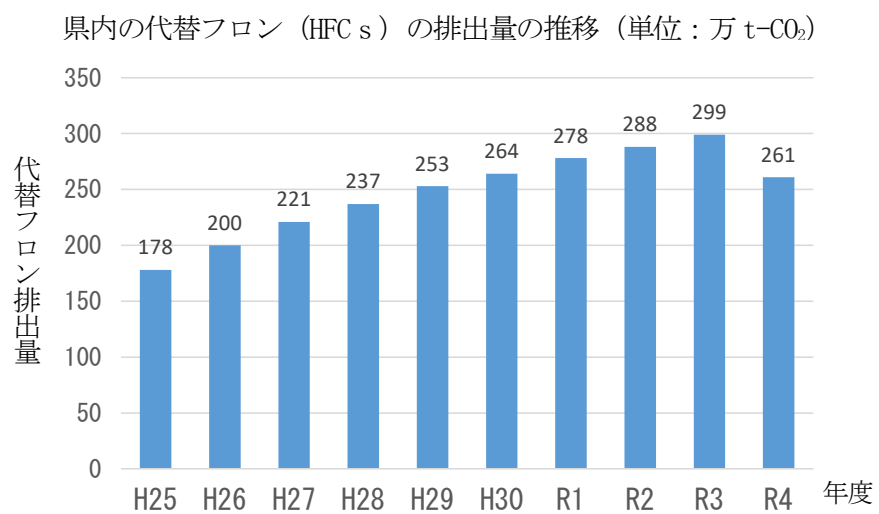
代替フロン排出量の多くを占める第一種特定製品からの排出を抑制するためには、機器使用時における管理者による点検等や、廃棄時における確実な回収等の徹底が必要である。

また、二酸化炭素の数十倍～1万倍という強力な温室効果を持つ代替フロンについて、国民一人一人がその対策の重要性を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理等に取り組むことが重要であり、事業者のみならず広く国民に対して法制度等の周知徹底を図る必要がある。

特に家庭用エアコンについては、国内における冷媒回収率が令和6年度実績で約44%と低く、家電リサイクル制度による適正回収率も約42%（令和5年度実績）と、家電4品目の他品目と比べて半分以下の低い水準にとどまっている。その背景として、エアコンは資源価値が高く、不用品回収業者や産業廃棄物処理業者等を通じてスクラップ業者に流れるルートが出来ている実態があり、機器取り外し時のポンプダウンの法的義務も明確でない中で、このような処理が必ずしも違法にならない場合もあることから、家電リサイクルルートでの処理を高める

ための制度的措置を講じる必要がある。

ノンフロン製品については、国において代替となる冷媒が検討されているほか、一部製品化されているものについても普及が課題となっているため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実を図る必要がある。



V-6 花粉発生源対策の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

森林環境保全整備事業のうち、特定機能回復事業のメニューである林相転換特別対策（特定スギ人工林）の一貫作業における植栽本数の要件について緩和すること。

【提案理由等】

令和5年度の林野関係補正予算において、森林環境保全整備事業実施要領が一部改正され、花粉症解決に向けた緊急総合対策が盛り込まれたが、そのうち、林相転換特別対策（特定スギ人工林）では、花粉発生源であるスギを伐採し、花粉症対策苗木への植替えを行う一貫作業の実施要件が、植栽本数2,000本/ha以下とされた。

この要件は、保安林の指定施業要件について考慮されておらず、民有林の保安林率は全国平均約31%に対して、神奈川県は約53%（R7.3.31現在）と高く、植栽本数に係る指定施業要件の大半を2,400本/ha～3,000本/haとしている本県では、林相転換特別対策（特定スギ人工林）を進める上での障害となっている。

人口の多い都市部を抱える本県において、花粉発生源対策をより推進するために、保安林においては植栽本数の要件を適用除外にするなど、要件の緩和が必要である。

（神奈川県担当課：環境農政局森林再生課）

V-7 自然公園におけるトイレなど自然公園施設の改修等に係る財政支援の充実

提出先 環境省

【提案項目】

自然公園（国立公園、国定公園）のトイレを始めとした自然公園施設の老朽化に伴う改修等への財政支援を充実すること。

【提案理由等】

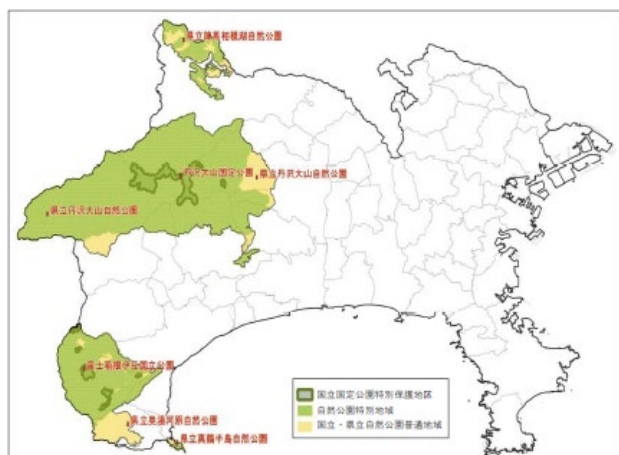
本県では、約3万ha近い丹沢大山国定公園を始めとして、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）を含めると11か所の園地や集団施設地区、28か所のトイレ、自然公園歩道等を管理している。また、これら以外にも、200km近い長距離自然歩道（東海自然歩道や首都圏自然歩道）の管理も行っており、これらを合わせると、県全体で700km近い登山道を管理しており、都心に近いこともあり、多くの登山者やハイカー、観光客等が1年を通して訪れている。

これら自然公園施設の多くで老朽化が急速に進んでおり、例えばトイレについては、その6割が30年以上経過し、設置から60年以上経過するものもあるが、予算が確保できないため更新が進まず、施設改善が進まないまま維持管理費が増大する状況が続いている。

一方で、富士箱根伊豆国立公園にはインバウンドの回復により、海外から非常に多くの観光客が訪れるようになっており、丹沢大山国定公園では、令和4年4月に新東名高速道路の秦野丹沢スマートインターチェンジが供用開始され、秦野市の表丹沢魅力づくり構想に基づいたさまざまな取組が始められるなど、今後、自然公園利用者はますます増加すると考えられる。

こうした状況も踏まえ、本県では令和5年度から3年間、県が管理するトイレを集中的に整備するトイレプロジェクトに取り組んできたが、引き続き、トイレを始めとした自然公園施設を適切に管理し、安全で快適な利用に供する必要がある、自然環境整備交付金の交付率上限に近い交付額の確保が必要である。

＜県内の自然公園＞



＜首都圏自然歩道＞



(40 年近く経過したトイレ)



(使用禁止の休憩施設)

